

相鉄・東急直通線
環境影響評価書

資料編

平成 24 年 9 月

横 浜 市

目 次

第 1 章 都市計画対象鉄道建設等事業の計画概要	資 1-1
1.1 運輸政策審議会答申第 18 号（平成 12 年 1 月）「東京圏における 高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」について	資 1-1
1.2 整備効果について（二酸化炭素排出量の算定）	資 1-4
1.3 工事工程について	資 1-5
1.4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について	資 1-11
1.5 工事排水の排出について	資 1-15
1.6 南関東天然ガス田について	資 1-19
1.7 温泉について	資 1-25
1.8 相鉄・東急直通線開業時における綱島駅及び 新綱島駅へのアクセス状況について	資 1-29
1.9 駅出入口のデザインについて	資 1-30
1.10 高架橋 2 層区間周辺における平面交差道路の 代替機能の確保の基本的な考え方	資 1-31
第 2 章 環境影響評価の項目	資 2-1
2.1 選定しなかった環境影響評価項目	資 2-1
第 3 章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	資 3.1.1-1
3.1 大気環境	資 3.1.1-1
1) 粉じん等、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	資 3.1.1-1
2) 騒音	資 3.1.2-1
3) 振動	資 3.1.3-1
3.2 水環境	資 3.2.1-1
1) 地下水の水位	資 3.2.1-1
3.3 土壌に係る環境その他の環境	資 3.3.1-1
1) 地盤沈下	資 3.3.1-1
3.4 廃棄物等	資 3.4.1-1
1) 建設工事に伴う副産物	資 3.4.1-1
3.5 地域社会	資 3.5.1-1
1) 交通混雑	資 3.5.1-1
2) 交通安全	資 3.5.2-1

第4章	その他の事項	資 4-1
4.1	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環境庁大気保全局)について	資 4-1
4.2	「横浜市開発事業の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱(事業調整要綱)」に基づいた環境配慮事項	資 4-5
4.3	環境影響を受ける範囲と認められる地域	資 4-9